

仙台白百合女子大学 共同研究取扱規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、仙台白百合女子大学（以下、「本学」という）の専任教員が本学の研究倫理規程に則り、それぞれの学術研究の分野において、学内又は学外の者と「学内研究経費」による共同研究を実施するにあたり、必要とする諸事項を定め、当該研究の活性化と円滑化を図り、併せて本学の研究の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 共同研究とは、特定の研究課題について、複数の者が共同で実施する研究をいい、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- (1) 学部、学科、研究所等にわたる本学内における共同研究
- (2) 産業界及び国内外の大学等（以下「外部機関」という）に属する研究者と行われる共同研究
- (3) 本学と外部機関との間で契約を締結して行う共同研究

(申請手続)

第 3 条 前条の共同研究の実施を予定する本学の専任教員（以下、「本学研究責任者」という）は、当該年度の募集要領に則って申請をしなければならない。

- (1) 本学研究責任者は研究計画書（様式は別途定める）を作成し、指定された締め切り日までに、事務局長に提出するものとする。
- (2) 研究計画書には、機器備品・消耗品・旅費交通費等の費目毎の予算額を記載した予算計画書及び執行計画書（様式は別途定める）を付すものとする。

(審査・決定)

第 4 条 前条の申請手続により申請された共同研究の採択に係る審査及び決定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 審査は、当該研究の研究領域・分野等を考慮して研究倫理委員会が委嘱した本学教職員 3 名以上からなる審査委員会が書面審査を行う。なお、必要に応じて、審査委員に外部研究者 1 名を加えることができる。
- (2) 審査は研究計画書の記載内容に即して審査委員が A, B, C, D の 4 段階で行い、かつ評価の所見を述べることとする。
- (3) 決定は書面審査の結果に基づいて行う。なお、採択数及び予算額の決定に当たっては、上位から当該年度の予算額、支援研究数の範囲内で行う。

(契約の締結)

第 5 条 第 2 条(3)にしたがって、本学研究責任者等が、他の研究機関と共同研究を行う場合、本学と相手機関はあらかじめ契約書を取り交わすものとする。

(契約締結による共同研究の経費の扱い)

第 6 条 前条の共同研究に伴う経費は、原則として次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 本学の施設および設備を共同研究のために提供した場合、本学は、その維持管理に必要な経常経費等を負担する。
- (2) 共同研究に伴う経費のうち謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費等は「研究実施経費」から支出される。
- (3) 前号の研究実施経費以外に管理的経費が必要となる場合、「管理経費」から支出される。
- (4) 管理経費の額は、原則として研究実施経費の 10%とする。

(研究経費の取扱い)

第 7 条 共同研究の実施に伴う研究経費の取扱いについては、本学の公的研究費に係る諸規程(公的研究費等の運営・管理に関する規程及び公的研究費等の使用に関する規程等)に準拠するものとする。

(報 告)

第 8 条 本学研究責任者は、研究終了後、研究成果の概要と予算執行に関する共同研究実績報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第 9 条 本学研究責任者は、研究期間終了後 1 年以内に、共同研究の成果を紀要、研究論集等に掲載し、公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により公表できない場合は、以後の公表計画等を研究倫理委員会に提出するものとする。

2 研究成果の公表にあたっては、本学研究倫理規程を遵守するものとする。

(その他)

第 10 条 この規程以外の事項への対処は、その都度、学長と学部長が協議の上措置するものとする。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、研究倫理委員会が審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

2010	(平成22)年	6月23日	施行
2015	(平成27)年	4月1日	一部変更
2022	(令和4)年	4月1日	一部変更